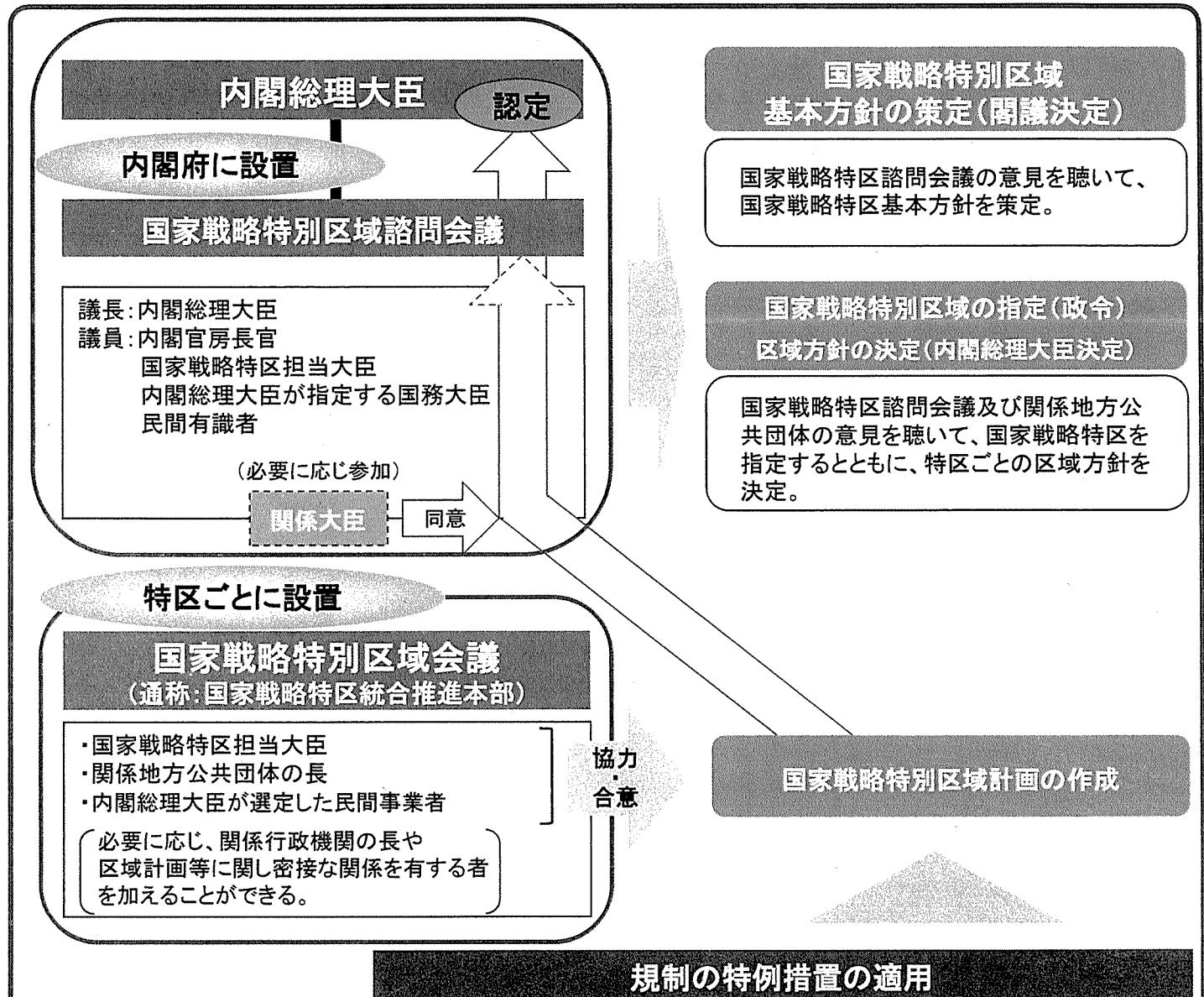


国家戦略特区の状況

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。



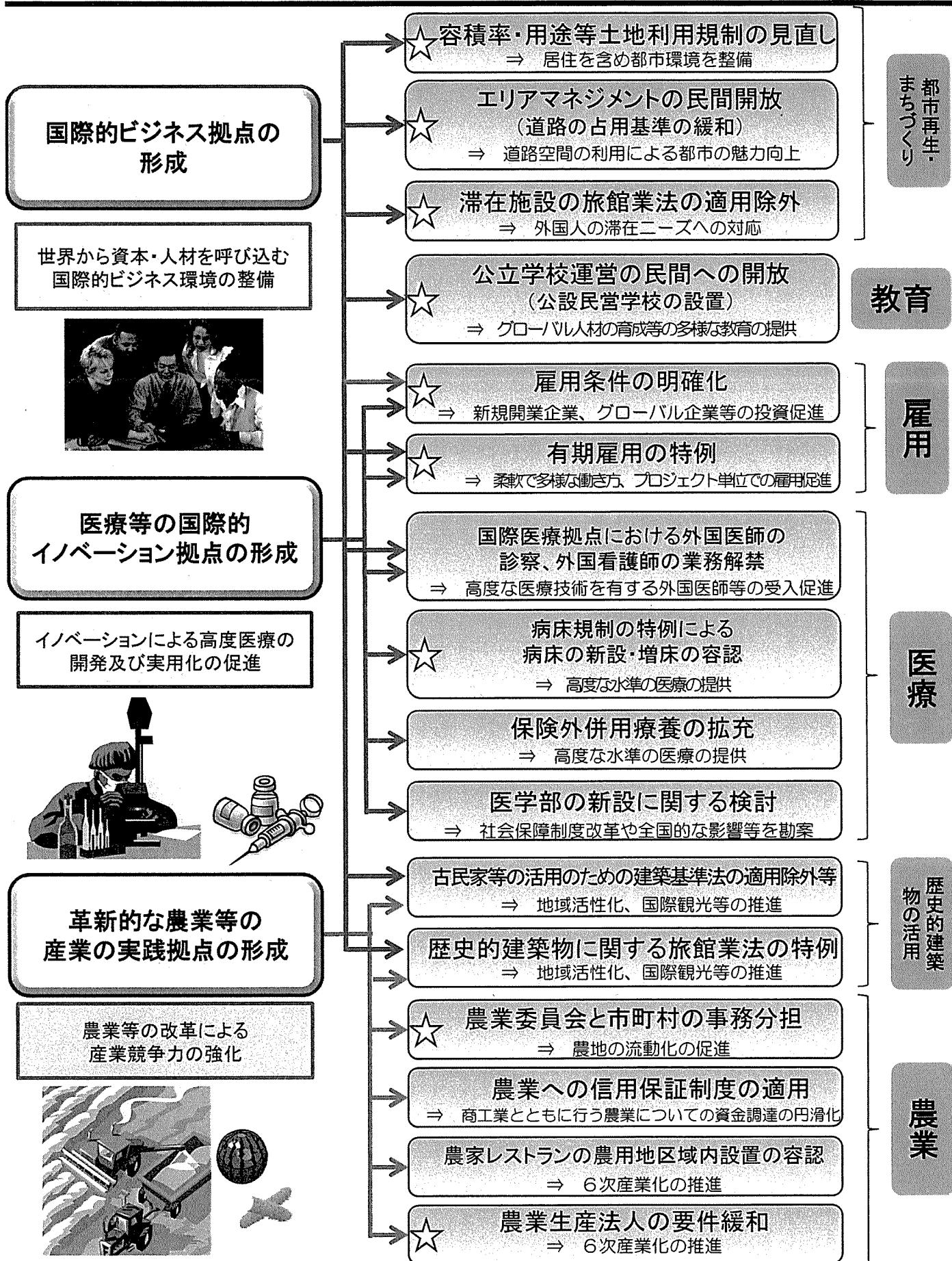
構造改革特区 との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、公布日から4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等

国家戦略特区のイメージ



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は法律に盛り込まれたもの。

国家戦略特別区域の概要（案）

(注1) 東京圏及び関西圏の指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる（以下同じ）。

(注2) 【　】は、政策テーマ

I. 東京圏 【国際ビジネス、イノベーションの拠点】

[東京都・神奈川県の全部又は一部、千葉県成田市]

* 東京都に対し、規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることがある。

II. 関西圏 【医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援】

[大阪府・兵庫県・京都府の全部又は一部]

III. 新潟県新潟市 【大規模農業の改革拠点】

IV. 兵庫県養父市 【中山間地農業の改革拠点】

V. 福岡県福岡市 【創業のための雇用改革拠点】

VI. 沖縄県 【国際観光拠点】

* 規制改革事項等の内容の一層の充実を求めることがある。

4頁、5頁
のとおり

II. 関西圏

1. 対象区域

大阪府・兵庫県・京都府の全部又は一部

(注) 指定範囲については、全部又は一部のどちらとするかを含め、今後、関係地方公共団体の意見を聴いて、政令により定められる。

2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<医療>

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

<雇用>

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<教育>

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】

IV. 兵庫県養父市

1. 対象区域

兵庫県養父市

2. 目標

高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域において、高齢者を積極的に活用するとともに民間事業者との連携による農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化等の革新的農業を実践し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築する。

3. 政策課題

- (1) 耕作放棄地等の生産農地への再生
- (2) 6次産業化による付加価値の高い新たな農産物・食品の開発
- (3) 農業と観光・歴史文化の一体的な展開による地域振興

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<農業>

- ・ 耕作放棄地等の再生 【農業委員会、農業生産法人】
- ・ 農産物・食品の高付加価値化の推進 【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 交流者滞在型施設の整備 【古民家等】

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成25年10月18日 日本経済再生本部決定)における規制改革事項（※は、全国規模）
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁（一部※）
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部検討】	医学部の新設に関する検討
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例（※）
【公立民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の 占用基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など（※） (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)